

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 指定（第四条・第五条）</p> <p><u>第三章 公園計画（第六条・第七条）</u></p> <p><u>第三章の二 公園事業（第七条の二―第十条の七）</u></p> <p>第四章 保護及び利用（第十一条―第二十五条）</p> <p>第五章 風景地保護協定（第二十六条―第三十一条）</p> <p>第六章 公園管理団体（第三十二条―第三十七条）</p> <p>第七章 雑則（第三十八条―第四十条）</p> <p>第八章 罰則（第四十一条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を<u>図ることにより</u>、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、<u>生物の多様性の確保に寄与する</u>ことを目的とする。</p> <p>（定義）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 指定（第四条・第五条）</p> <p><u>第三章 公園計画及び公園事業（第六条―第十条）</u></p> <p>第四章 保護及び利用（第十一条―第二十五条）</p> <p>第五章 風景地保護協定（第二十六条―第三十一条）</p> <p>第六章 公園管理団体（第三十二条―第三十七条）</p> <p>第七章 雑則（第三十八条―第四十条）</p> <p>第八章 罰則（第四十一条―第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を<u>図り、もつて</u>県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p>

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 公園計画 広島県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- 三 (略)

第三章 公園計画

(公園計画の決定)

第六条 (略)

- 2| 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を広島県報で公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。
(公園計画の廃止及び変更)

第七条 (略)

- 2| 前条第二項の規定は、公園計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

第三章の二 公園事業

(公園事業の決定)

第七条の二 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 公園計画 広島県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。
- 三 (略)

第三章 公園計画及び公園事業

(公園計画及び公園事業の決定)

第六条 (略)

- 2| 公園事業は、知事が、審議会の意見を聴いて決定する。
- 3| 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を広島県報で公示しなければならない。
(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第七条 (略)

- 2| 知事は、公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3| 前条第三項の規定は、公園計画又は公園事業を廃止し、又は変更したときについて準用する。

2| 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3| 前二項の規定は、公園事業の廃止又は変更について準用する。

(公園事業の執行)

第八条 (略)

2 市町は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び市町以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4| 第二項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の
氏名

二 第二条第三号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

三 公園施設の位置

四 公園施設の規模

五 公園施設の管理又は経営の方法

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5| 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(公園事業の執行)

第八条 (略)

2 市町は、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び市町以外の者は、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4| 第二項の規定による協議及び前項の認可の手續並びに第二項の同意を得て又は当該認可を受けて行う公園事業の執行に関して必要な事項は、規則で定める。

6| 第二項の同意を得た者又は第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第四項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町にあつては知事に協議し、その同意を得なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7| 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8| 第五項の規定は、前項の申請書について準用する。

9| 公園事業者は、第六項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

・ 第三項又は第六項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第九条・第十条（略）

（改善命令）

第十条の二 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、第八条第三項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第十条の三 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が

第九条・第十条（略）

存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が市町である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び市町以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2| 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3| 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第八条第三項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4| 第二項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第十条の四 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ

じめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第十条の五 公園事業として行ふ事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第八条第三項の同意又は同条第三項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第八条第三項の同意又は同条第三項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第八条第三項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

一 第八条第六項若しくは第九項又は前条の規定に違反したとき。

二 第八条第十項の規定により同条第三項又は第六項の認可に付された条件に違反したとき。

三 第十条の二の規定による命令に違反したとき。

四 偽りその他不正の手段により第八条第三項又は第六項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第十条の六 知事は、第八条第三項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取

り消した場合において、自然公園の保護のために必要であると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2) 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3) 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を不ず証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十条の七 知事は、第八条第三項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2) 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3) 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 保護及び利用

(特別地域)

第十一条 (略)

2 (略)

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一・二 (略)

三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

四 十

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

十二 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを

第四章 保護及び利用

(特別地域)

第十二条 (略)

2 (略)

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為若しくは第六号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為はこの限りでない。

一・二 (略)

三 九

四 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの(以下

捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む)。

十四～十七

4 (略)

5 第三項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 (略)

7 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧(第三項第十一号又は第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

8 (略)

(利用調整地区)

第十二条 (略)

2 (略)

この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

十一～十四

4 (略)

5 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において第三項各号に掲げる行為又は同項第六号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

6 (略)

7 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

8 (略)

(利用調整地区)

第十二条 (略)

2 (略)

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項又は第七項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十一条第三項の許可を受けた行為(自然公園法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる同法第六十八条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は第十一条第五項若しくは第七項の届出をした行為(同法第七十九条第二項の規定によりその例によることとされる同法第六十八条第三項の規定による通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合

二 六 (略)

(立入りの認定)

第十三条 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。ただし、第七項の認定を受けて立ち入る場合は、この限りでない。

一・二 (略)

2 六 (略)

7 自然公園の利用者であつて規則で定める要件に適合する者は、その監督の下に、他の利用者を利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入らせようとするときは、その者及びその者の監督の下に立ち入る者の立入りが第一項各号のいずれにも適

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第一項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十一条第三項の許可を受けた行為(自然公園法第六十六条第二項の規定によりその例によることとされる同法第五十六条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は第十一条第五項若しくは第七項の届出をした行為(同法第六十六条第二項の規定によりその例によることとされる同法第五十六条第三項の規定による通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合

二 六 (略)

(立入りの認定)

第十三条 自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。

一・二 (略)

2 六 (略)

合していることについて、知事の認定を受けることができる。

- 8 第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。
この場合において、第五項中「亡失し」とあるのは「その者若しくはその者の監督の下に立ち入る者が亡失し」と、第六項中「受けた者」とあるのは「受けた者及びその者の監督の下に立ち入る者」と読み替えるものとする。

(指定認定機関)

第十四条 (略)

2～5 (略)

- 6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項、第二項から第五項まで(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。)及び第七項の規定中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

第十五条～第二十一条 (略)

(中止命令等)

第二十二条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十一条第三項若しくは第十二条第三項の規定、第二十条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは

(指定認定機関)

第十四条 (略)

2～5 (略)

- 6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項から第五項までの規定中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

第十五条～第二十一条 (略)

(中止命令等)

第二十二条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第十一条第三項若しくは第十二条第三項の規定、第二十条の規定により許可に付せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若し

原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第二十三条 （略）

- 2 知事は、第十一条第三項、第十二条第三項第六号、第二十一条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、又は第十一条第三項各号、第十二条第三項第六号若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

くは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第二十三条 （略）

- 2 知事は、第十一条第三項、第十二条第三項第六号、第二十一条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十一条第三項各号、第十二条第三項第六号若しくは第二十一条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 (略)

第二十四条 (略)

(利用のための規制)

第二十五条 (略)

2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その職員に、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第七章 雑則

(実地調査)

第三十八条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでない

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 (略)

第二十四条 (略)

(利用のための規制)

第二十五条 (略)

2 知事は、当該職員をして、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第七章 雑則

(実地調査)

第三十八条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでな

きは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 (略)

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 (略)

(損失の補償)

第三十九条 県は、第十一条第三項の許可を得ることができないため、第二十条の規定により許可に条件を付されたため、又は第二十一条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2～4 (略)

第四十条 (略)

第八章 罰則

第四十一条 第十条の六第一項又は第二十二條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第六項の規定に違反して、同条第四項各号に掲げる事項を変更した者(同条第三項の認可を受けた者に限る。)

いときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 (略)

(損失の補償)

第三十九条 県は、第十一条第三項の許可を得ることができないため、第二十条の規定により許可に条件を付せられたため、又は第二十一条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2～4 (略)

第四十条 (略)

第八章 罰則

第四十一条 第二十二條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第八条第十項の規定により認可に付された条件に違反した者

三 (略)

四 偽りその他不正の手段により第十三条第一項又は第七項の認定を受けた者

五 第二十条の規定により許可に付された条件に違反した者

第四十三条 (略)

第四十四条 第十条の二、第二十一条第二項又は第三十五条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条の七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二 偽りその他不正の手段により第十三条第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)の立入認定証の再交付を受けた者

三・四 (略)

五 第二十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六〜十一 (略)

第四十六条 (略)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により第十三条第一項の認定を受けた者

三 第二十条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第四十三条 (略)

第四十四条 第二十一条第二項又は第三十五条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により第十三条第五項の立入認定証の再交付を受けた者

二・三 (略)

四 第二十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五〜十 (略)

第四十六条 (略)

第四十七条 第十三条第六項の規定に違反して立入認定証を携帯し

料に処する。

- 一 第八条第九項、第十条の四又は第十条の五第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第八条第三項の認可を受けた者に限る。）
- 二 第十三条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、立入認定証を携帯しないで立ち入った者

ないで立ち入った者は、五万円以下の過料に処する。